

「第2次千葉県自殺対策推進計画」の概要

第1章 計画策定の趣旨等 P.1

計画策定の趣旨

本県の自殺者は平成10年に急増後1,300人前後を推移。
平成28年には1,000人台前半まで減少。
H22年度から計画を実施してきた。

依然として多くの命が
自殺により失われている

誰も自殺に追い込まれる
ことのない千葉県を目指す

計画の性格

自殺対策基本法

↓ 根拠

[自殺総合対策大綱]

↓ 根拠

↓ 参考

千葉県自殺対策推進計画

計画期間

H30年度(2018年度)～2027年度の10年間

計画の目標

現状(2014～2016年平均)	目標(2024～2026年平均)
自殺死亡率 18.6	自殺死亡率 13.0

自殺死亡率：人口10万人当たりの人口動態統計による自殺者数

2026年までに現状値から30%以上減少させる

第2章 千葉県における自殺の現状と課題 P.2～

【現状】

自殺死亡率

H28年(2018年)：本県16.7(全国16.8)
前計画の目標を達成

自殺者数

H28年(2018年)：1,026人

[年齢構成] 60歳以上40.2%、30～50歳代45.9%
20歳代以下13.9% 概ね減少傾向

【課題】

- 1) 県全体の自殺死亡率は依然として高い
- 2) 若年層の死因の第1位が自殺
- 3) 対策未実施の市町村や自殺率が高い地域がある
- 4) 自殺未遂者への支援やハイリスク地対策は必ずしも十分でない
- 5) さらなる連携強化の余地がある

第3章 自殺対策の基本方針 P.13～

基本認識

- 1 自殺はその多くが「社会的に追い込まれた末の死」
- 2 自殺の背景には「複数の原因」がある

基本方針

- 1 全体的な対策と個別支援を組み合わせる
- 2 関係者の自殺対策への理解を進めて総合的に取り組む
- 3 地域の実情に応じた対策を効果的に進める

第4章 自殺対策推進のための取組 P.18～

I 自殺対策の推進体制の整備

- 1 地域レベルの自殺対策の推進 ・千葉県自殺対策推進センターによる市町村支援
- 2 統計資料を活用した自殺対策の推進 ・国からのデータを活用した地域分析
- 3 自殺対策に係る人材の養成 ・人材養成研修

全体的な対策

- ・推進体制の整備
- ・集団を主な対象とした取組

II 自殺の危機の段階に応じた対策

- 1 心の健康づくりなど一次予防の取組 ・インターネット媒体を活用した周知啓発
・児童生徒の自殺予防教育
- 2 自殺の危機に対応する二次予防の取組 ・相談窓口の設置、自殺未遂者支援
- 3 遺された人への支援 ・自死遺族支援

個別の支援

- ・個人を主な対象とした取組

III 自殺対策の一翼を担う関連施策の推進

- 1 身体の問題 ・がん患者、難病患者への相談支援
- 2 精神の問題 ・精神保健福祉相談 ・かかりつけ医等への研修
- 3 経済・生活・就労問題 ・生活困窮者支援 ・多重債務者相談 ・若者就業支援
- 4 家庭問題 ・介護の悩み相談 ・妊産婦への支援 ・児童虐待対策
- 5 勤務問題 ・職場でのメンタルヘルス対策
- 6 学校問題 ・学校における相談支援 ・いじめの未然防止
- 7 その他の問題 ・マイノリティへの相談支援

第5章 計画の推進体制 P.55～

- 1 各関係機関・団体等の施策の実施
- 2 自殺対策連絡会議等の役割
- 3 市町村における連携・協力の確保
- 4 自殺対策のPDCAサイクルの推進